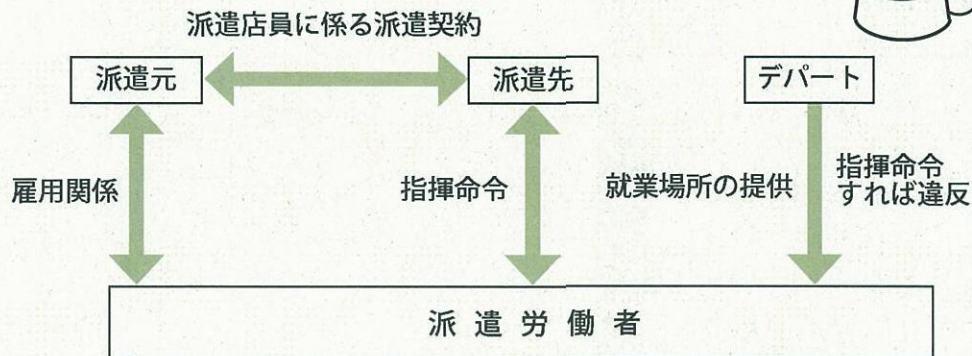


接客業で休憩時間の指定は問題ないでしょうか

当社の製品の店頭販売・キャンペーンのため、派遣労働者には、デパートの売り場で働いてもらっていますが、次の場合はどうでしょうか。

- ① 当社の社員が不在のときは、客や他の店員の状況を見てデパート側から直接派遣労働者に休憩を指示されることがあるが、問題はないでしょうか。
- ② 当社の仕事が早く終わった場合、デパート側から他社の製品の販売を派遣労働者に直接指示されることがあるが問題はないでしょうか。



①、②の場合は、いずれも派遣先でなくデパート（発注者）の指揮命令の下に業務を行うもので、二重派遣となり、職業安定法に違反します。